

統合による新設中学校の位置及び通学時間等について

1 通学距離に関する法令基準等

(1)通学距離

中学校の通学距離はおおむね6キロ以内

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(第4条第2項)

(2)通学時間

おおむね1時間以内を一応の目安

※ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文部科学省)

2 新設中学校の位置及び通学区域の区としての考え方

(1)新設中学校の位置

新設中学校の位置は、統合する学校間の規模の大小ではなく、統合後の通学区域における合理的位置や校地・校舎等の条件を勘案して決定します。

(2)新設中学校の通学区域

新設中学校の通学区域は、原則として統合する各校の通学区域を合わせたものとしませんが、学校・保護者・地域の方々の意向を十分に考慮し、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行うものとしします。

※ 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(7ページ)から抜粋

3 新設中学校の通学時間(試算)

(1)通学時間の試算方法

各校地から徒歩で行ける範囲を算出し、およその通学時間を5分刻みで地図上に示した。最長地点についても掲載した。

(2)人口割合(カバー率)の試算方法

令和4年4月現在の町丁別の人数をもとに、各校の通学区域を合わせた区域の人口のうち、一定の通学時間の範囲にいる小中学生の人口及び全年齢人口の割合を示した。

町丁の範囲を通学時間の境が分断する場合は、およその面積按分を行った。

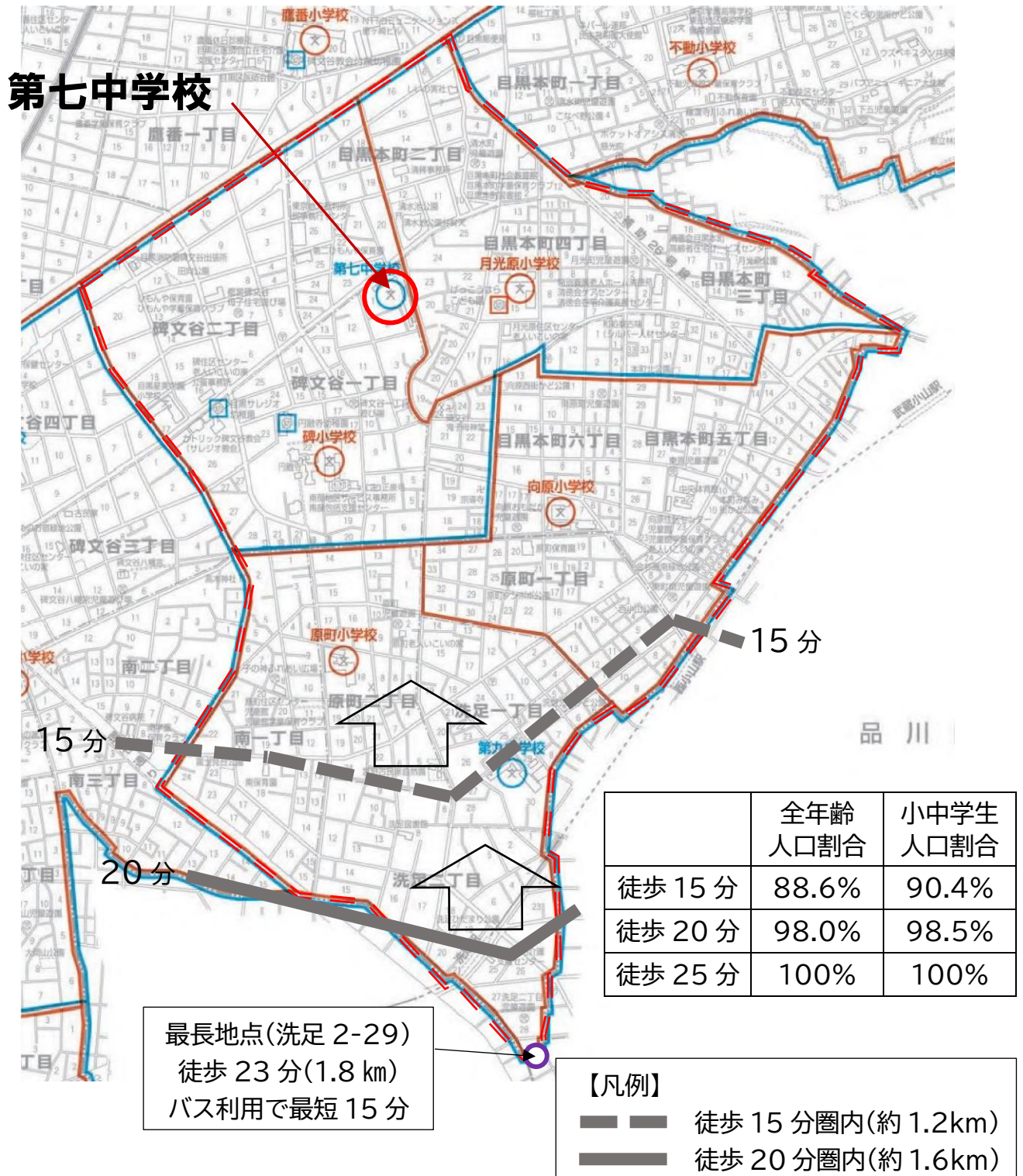
(3)試算の概要

対象区域の小中学生人口(2,741人)及び全年齢人口(42,514人)の通学時間との割合は以下のとおりである。

※ カッコ内は全年齢人口の割合

	第七中校地	第九中校地	参考	
			目黒中央中	大鳥中
徒歩 15 分圏内	90.4% (88.6%)	71.3% (73.6%)	72.6% (70.8%)	87.3% (84.3%)
徒歩 20 分圏内	98.5% (98.0%)	99.1% (99.2%)	87.6% (88.1%)	92.7% (91.1%)
徒歩 25 分圏内	100%	100%	97.0% (97.4%)	98.9% (98.8%)
徒歩 30 分圏内	100%	100%	100%	100%

<第七中学校を校地とした場合の通学時間(目安)>
 徒歩20分を超える地域(一部含む)は洗足二丁目である。



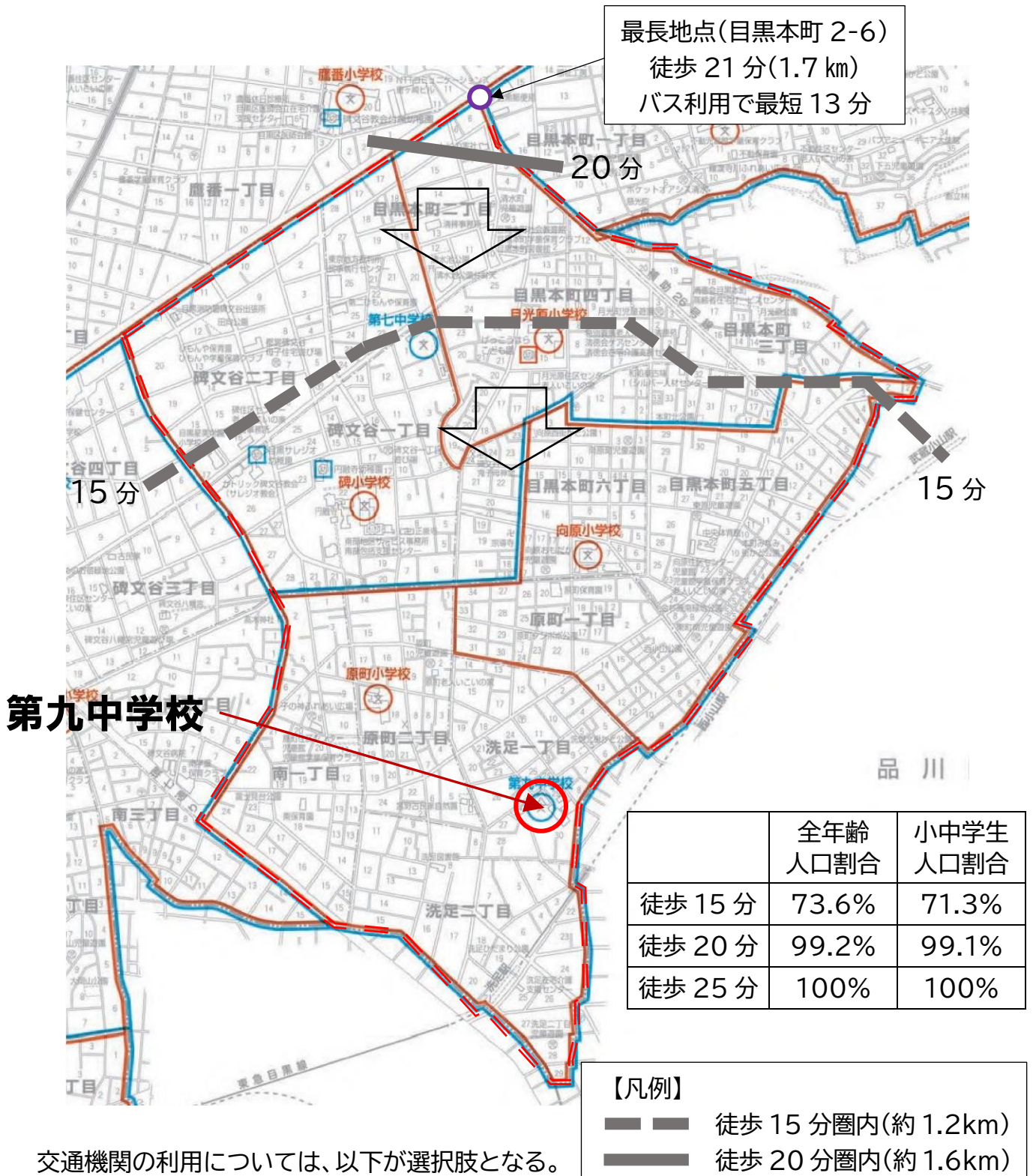
交通機関の利用については、以下が選択肢となる。

【洗足一丁目・二丁目、南一丁目】

東急バス 洗足駅前～月光原小学校前(バス停から徒歩 2分、朝 12分・日中 20分毎)

<第九中学校を校地とした場合の通学時間(目安)>

徒歩20分を超える地域(一部含む)は目黒本町二丁目である。



交通機関の利用については、以下が選択肢となる。

【目黒本町二丁目・三丁目・四丁目、碑文谷二丁目】

東急バス 清水庚申～原町交番前(バス停から徒歩 3分、朝 12分・日中 20分毎)

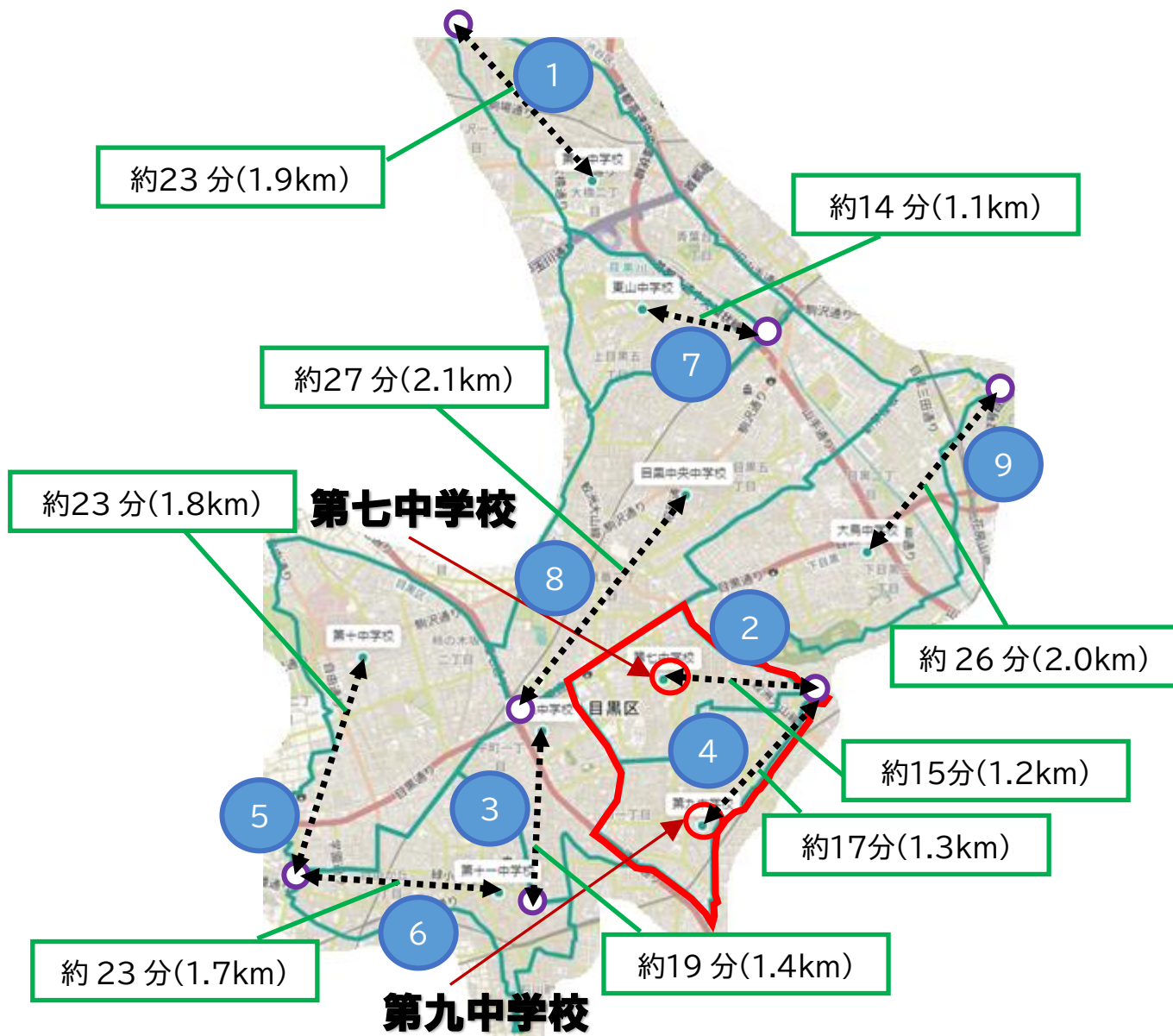
【目黒本町三丁目・四丁目・五丁目(武蔵小山駅寄り)】

東急目黒線 武蔵小山駅 → 西小山駅(駅から徒歩 5分)

<目黒区通学区域図(区全域)>

中学校通学区域ごとの最長距離を点線で示している。(点線は直線だが、距離は道路距離である)。

すべての通学区域において、通学時間に30分を超える区域は設定されていない。



<通学区域・通学時間一覧>

①	第一中学校	約23分(1.9km)	⑥	第十一中学校	約23分(1.7km)
②	第七中学校	約15分(1.2km)	⑦	東山中学校	約14分(1.1km)
③	第八中学校	約19分(1.4km)	⑧	目黒中央中学校	約27分(2.1km)
④	第九中学校	約17分(1.3km)	⑨	大鳥中学校	約26分(2.0km)
⑤	第十中学校	約23分(1.8km)			

4 これまでの統合における通学負担の緩和措置

(1)目黒中央中学校開校(第二・第五・第六中学校統合)時の対応

旧第六中学校の校地(目黒区中央町二丁目 32 番 5 号、現スマイルプラザ中央町)に目黒中央中学校を設置した期間において、以下のとおり交通費の補助を行った。

- ・ 交通費補助対象者
住居から目黒中央中学校までの通学を合理的な経路を使用した場合でも、
通学距離が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える時間を要する生徒等。
※ 通学区域外からの通学、転居により該当することになった場合は対象外。
- ・ 交通費の補助
合理的及び経済的な方法となる公共交通機関を使用する場合に補助する。
補助額は、公共交通機関の定期代相当額とする。

(2)大鳥中学校開校(第三・第四中学校統合)時の対応

- ・ 交通費の補助

目黒中央中学校開校時の交通費補助基準の対象となるケースが発生しなかったことから、補助は行っていない。

- ・ その他の対応

個人ロッカーの整備、部活動の際の一時帰宅を不要とするなどの通学負担の緩和策を講じた。

(3)今回の統合に関する対応について

第七中学校と第九中学校の通学区域を合わせた通学距離、通学時間はいずれの校地においても、目黒中央中学校開校時の交通費補助基準の対象となるケースは発生しない。

なお、通学区域の広がりを見直し、個人ロッカーの設置等について検討していく必要がある。

以 上